

事 務 連 絡

令和 2年 5月 28日

各区市町村介護保険主管課長 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長

石塚 宣

地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価 運営推進会議の取扱いについて

日頃より、東京都の介護保険行政にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

標記の件については、令和2年2月21日付事務連絡により、令和元年度における外部評価の実施回数緩和の要件の一つである運営推進会議の取扱いについてお知らせしたところ
です。今後の取扱いについて、下記のとおりといたしますので、貴区市町村域内の事業者（指
定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型生活介護）等へ周知していただく
ようお願いいたします。

記

1 外部評価の実施回数緩和について

平成27年4月23日付26福保高介第1766号「東京都における地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価の実施方針」3（1）ウにより、「運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること」が、外部評価の実施回数を緩和する要件の一つに規定されています。

運営推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、
書面による実施、延期、中止等の取扱いとした場合は、年6回開催に相当すると認めるこ
ととします。

※運営推進会議は、各区市町村における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準として規定されているものです。新型コロナウイルス感染症に係る開催の可否、実施方法については、必要に応じ、各区市町村において事業所への助言等を行ってください。

2 東京都への報告について

例年3月上旬に、次年度の外部評価の実施回数の緩和に関する報告書等の提出を依頼しております。その際の記載方法については、別途お知らせしますが、会議の予定（第○回目○月○日）とその対応（書面開催、中止、延期等）を記録に残しておくようお願いいたします。

3 その他

本取扱いについては、当面の間とし、今後の状況や国の通知等により対応を変更する場合は、改めてお知らせいたします。

担当

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 廣瀬

電 話 03-5320-4291

メール Shihomi_Hirose@member.metro.tokyo.jp